

国務院、中米間の経済貿易関係の問題に対する中国の立場を公表

2025 年 4 月 10 日

JETRO 香港 事務所

2025 年 4 月 9 日、国務院新聞弁公室が「**中米間の経済貿易関係の若干の問題に対する中国の立場**」（关于中美经贸关系若干问题的中方立场¹）を発表した。

知的財産権関係は以下の通り（二、の（一）及び（二）を参照）。

一、中米経済貿易関係の本質は、相互利益とウィンウィンの関係である。

二、中国は中米経済・貿易協定の第一段階を真剣に履行する。

責任ある大国として、中国は協定の義務を真摯に履行し、知的財産権を保護し、輸入を増やし、市場アクセスを拡大し、米国が出資する企業を含む各国の投資家が中国の経済発展の配当の共有に参加できるよう、良好なビジネス環境を作り出してきた。

（一）知財保護の継続的改善

イノベーションは発展を導く第一の原動力であり、知的財産権を保護することはすなわちイノベーションを保護することそのものである。中国は様々な措置を講じており、協定の知財章における関連公約を真剣に履行している。

営業秘密の保護の強化

全人代による刑法改正案の採択により営業秘密侵害を構成する禁止行為の範囲の定義や営業秘密の搾取の犯罪行為の定義などの規定追加（2020 年 12 月）、など

医薬品の知的財産権保護制度の改善

医薬品特許紛争早期解決メカニズム及び専利権存続期間の補償制度に関する関連規定を追加（2020 年 10 月）、当該メカニズム実施弁法（試行）及び当該メカニズム行政裁決弁法の公布（2021 年 7 月）、専利審査指南の改正による専利期間補償制度に関する詳細な規定の制定（2023 年 12 月）、など。

商標と地理的表示の保護制度の改善

商標法改正による悪意のある商標登録の規制や罰則強化（2019 年 4 月）、様々な規定の制定・公布を通じた悪意のある商標登録出願の取り締まり、「地理的表示商品保

¹ [原文] https://mp.weixin.qq.com/s/Zfy_klMeQGeFuap_9Wwl3g

護弁法」及び「団体標識及び証明標識の登録と管理に関する規定」の制定・公布（2023年12月）、など。

中米間の知的財産権の交流及び協力の積極的な推進

協議や覚書締結を通じ、知財権の審査、専門家の交流、啓発など様々な技術分野において、米国の知財権主管部門との互恵的かつ実務的な協力を深めてきた。

オンライン侵害撲滅への取り組みの強化

「ECプラットフォームにおける知財権に関わる民事事件の審理に関する指導意見」などの発表（2020年9月）、全人代常務委員会において著作権侵害の民事救済に関する規定の追加を含む著作権法改正案を可決（2020年11月）、電子商取引法の改正により通報・テイクダウン制度の手続きと罰則規定を改善（2021年8月）、など

知的財産権の執行の強化

「侵害模倣品の廃棄強化に関する意見」や「行政法執行機関による犯罪容疑の送致に関する規定」の改正（2020年8月）、市場監督管理部門による特別計画で約4.39万件の権利侵害品を調査・処理、約8.8万回の取締り、税関による輸出入品の取締りにより4.16万ロット、8160.51万件の侵害疑義貨物を差押え（2024年）、など。

（二）強制技術移転の禁止

中国は、いかなる形態の強制的な技術移転にも断固として反対し、常に相互利益とウィンウィンを基本的な価値観として国際技術協力を遂行し、中国と外国の企業が市場原理に従って自主的に技術移転やライセンス供与を行うことを奨励し、尊重し、中国と外国の技術保有者が技術移転やライセンス供与を通じて利益を得られるよう、良好な市場環境を提供するとともに、世界的な科学技術の進歩や国際経済貿易の発展を促進するための支援も提供する。米国が、外資企業と中国企業の間で技術協力を行って中国市場において共同で商業的利益を得るという自発的な契約行為を「強制的な技術移転」と呼ぶのは、事実と矛盾している。

法的レベルでの強制的な技術移転の明示的禁止

外国投資法において「行政機関及びその職員は、行政手段を用いて技術移転を強制してはならない」と規定（2019年3月）、行政許可法において「行政機関及びその職員は、行政許可の実施過程において、直接的又は間接的に技術の移転を要求してはな

らない」と規定（2019 年 4 月）、「外国投資法実施規則」において上記規定が更に改正されてあらゆる形態の強制的な技術移転を禁止（2019 年 12 月）、など。

行政機関及び職員の秘密保持責任の全面的強化

中国法において行政機関とその職員は職務遂行の過程で知り得た外国投資家や外資企業の営業秘密を守らなければならないと明確に規定、外国投資法において「行政機関及びその職員は、職務の遂行上知り得た外国投資家及び外商投資企業の商業秘密を秘密に保ち、他人に漏らしたり、不法に提供してはならない」と規定、行政機関の職員が「職務遂行中に知り得た商業秘密を漏らし、または違法に他人に提供した場合は、法により処罰され、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を問われる。」、行政許可法にも同様の規定あり。

市場開放と投資アクセスの継続的な拡大

．．．

三、米国は中米経済・貿易協定の第一段階の義務に違反している。

四、中国は自由貿易の概念を実践し、世界貿易機関（WTO）の規則を真摯に遵守している。

五、一方主義と保護主義は、二国間の経済貿易関係の発展を損なうものである。

六、中米は、対等な対話と互恵的な協力を通じて、経済・貿易上の相違を解決することができる。

（以上）